

一般財団法人菊池川流域文化教育振興会定款

令和4年3月29日 作成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人菊池川流域文化教育振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県山鹿市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、菊池川流域の自然と歴史の探求活動、流域の活性化を担う青少年の育成と、流域の地域資源活用の技術・技能開発を推進・支援することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 菊池川流域の自然と先人の足跡を発掘・調査
2. 菊池川流域の地域活性化を担う青少年の育成
3. 菊池川流域の地域資源を活用した新たな技術・技能の開発
4. 上記の3事業を実施する団体・個人・グループの支援
5. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公告方法)

第6条 この法人の公告方法は、主たる事務所の掲示場に掲示してする。

第2章 資産及び会計

(財産の拠出)

第7条 設立者は、別表第1及び別表第2に記載された財産を、この法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第8条 前条の財産及び理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産は、いずれもこの法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外し

ようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員5名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の日々の7日前までに、評議員に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、出席評議員の中から選任する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 残余財産の処分
 - (4) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内

(代表理事・業務執行理事)

第25条 この法人に会長1名、理事長1名、副理事長2名以内及び常任理事5名以内を置く。

- 2 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長並びに常任理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 3 前項の業務執行理事の業務分担については、理事会の決議を経て別に定める。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長及び副理事長並びに常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係がある者を含む。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものと

して法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定められた順位によりその職務を代行する。

4 常任理事は、この法人の業務を分担執行する。また、副理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定められた順位によりその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、事務局担当の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬額として支給することができる。

また、理事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び副理事長並びに常任理事の選定及び解職
- (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
- (5) 評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第34条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の7日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。ただし、前条2項により理事会を開催したときは、出席した理事の互選により議長を定める。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が署名押印する。

第7章 名誉会長、顧問

第38条 この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長及び理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

第8章 委員会

(委員会)

第39条 この法人に、理事会の決議を経て、事業推進のための専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の種類及びその任務内容、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、別に専門委員会規程を定める。
- 3 委員長は、理事の中から理事会の決議によって選任する。
- 4 委員は、委員長の推挙を経て理事長が委嘱する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、理事会の決議事項に従い、委員会の業務を執行する。

(特別委員会)

第40条 この法人の事業遂行上必要がある場合は、理事会の議決を経て暫定的に特別委員会を設けることができる。

(委員会及び特別委員会規則)

第41条 委員会及び特別委員会の規則については、理事会において別に定める。

(任期)

第42条 委員会委員、特別委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局長は、理事の中から理事会の決議によって選任する。
- 3 事務局には事務局長のほかに職員を置くことができる。
- 4 事務局の運営に関する事項は、理事会の決議によりこれを定める。

第10章 協賛団体及び登録会員

(協賛団体)

第44条 この法人の目的及び事業趣旨に賛同する団体は、理事会の同意を得て、この法人の協賛団体になることができる。協賛団体はこの法人の理事会に、この法人の事業活動について、提言・提案することができる。

(登録会員)

第45条 この法人の目的及び事業趣旨に賛同する個人は、理事会の同意を得て、この法人に登録することができる。登録会員はこの法人の事業活動について、提言することができる。

(分担金及び登録費)

第46条 この法人の協賛団体は分担金を、登録会員は登録費を、毎年5月末日までにこの法人あて納付することを要する。

2 分担金及び登録費の額は、理事会の決議によりこれを別に定める。

(資格の喪失)

第47条 この法人の協賛団体及び登録会員は、つぎの理由によって資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 協賛団体については、所属する団体の解散
- (3) 除名

(脱退)

第48条 この法人の協賛団体及び登録会員が脱退しようとするときは、その理由を付した脱退届を理事会に提出しなければならない。

(除名)

第49条 この法人の協賛団体及び登録会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の協賛団体及び登録会員として義務に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は、この法人の目的に違反する行為のあったとき
 - (3) 協賛団体については分担金、登録会員については登録費を2年以上滞納したとき
- 2 前項により除名された協賛団体及び登録会員が、除名通告後2週間以内に処分に対する不服の申し立てをした場合には、理事会及び評議員会において弁明をする機会を与える。

第11章 定款の変更及び合併並びに解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条(目的)、第4条(事業)及び第13条(評議員の選任及び解任)についても適用する。

(合併等)

第51条 この法人は、評議員会における、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 附 則

(設立時の評議員)

第54条 この法人の設立時評議員は、次のとおりである。

設立時評議員	島田 一哉
設立時評議員	高田 祐一
設立時評議員	富田 邦弘
設立時評議員	花岡 興史
設立時評議員	本田 悦之
設立時評議員	森本 弘毅
設立時評議員	吉岡 威夫

(設立時の役員等)

第55条 この法人の設立時理事及び設立時理事長（代表理事）及び設立時会長、設立時常任理事並びに設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	富田 克敏
設立時理事	中嶋 憲正
設立時理事	井口 圭祐
設立時理事	山崎 寿雄
設立時理事	奥西 穂積
設立時理事	鋤田 保智
設立時理事	津川 清治
設立時理事	富田 貫之
設立時理事	橋本 邦彦
設立時理事	本山 幸嘉
設立時会長	富田 克敏
設立時理事長（代表理事）	中嶋 憲正
設立時常任理事	井口 圭祐
設立時常任理事	山崎 寿雄
設立時監事	緒方 公一

(最初の事業年度)

第56条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第57条 省 略

(定款に定めのない事項)

第58条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上

別表第1 基本財産（第7条関係）

省 略

別表第2 基本財産（第7条関係）

省 略

以上、一般財団法人菊池川流域文化教育振興会を設立のため、設立者の定款作成代理人である司法書士松本 剛久は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年3月28日

設 立 者 富田 克敏

設 立 者 富田 芙美子

設 立 者 中嶋 憲正

設 立 者 富田 貫之

設 立 者 奥西 穂積

設 立 者 井口 圭祐

設 立 者 緒方 公一

設 立 者 本山 幸嘉

設 立 者 山崎 寿雄

上記設立者の定款作成代理人
熊本県山鹿市山鹿978番地
司法書士 松本 剛久

